

4全美連発第 1043 号

令和 5 年 3 月 8 日

各都道府県美容組合

理 事 長 殿

全日本美容業生活衛生同業組合連合会

理事長 吉 井 眞 人

( 公 印 省 略 )

美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインにおける  
マスク着用の取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について」（令和 5 年 2 月 10 日内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡）におけるマスク着用の考え方の見直しを受け、美容業におけるマスク着用の取扱いについては、「美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和 4 年 12 月 12 日最終改訂）に関わらず、令和 5 年 3 月 13 日から別紙「美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（マスク着用の取扱いについて）」によるものとします。

当連合会では、この取扱いについてホームページにアップすることとしており、各美容組合におかれましては、傘下組合員へご周知いただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、政府の「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更等に関する対応方針について」では、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和 5 年 5 月 8 日から、新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の 5 類感染症に位置づけられることとなります。新型コロナウイルス感染症法上の位置付けが変更された以降は、業種別のガイドラインは廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなっております。

以上